

四日市市告示第 1 0 5 号

四日市市アグリビジネス支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 1 日

四日市市長 森 智広

四日市市アグリビジネス支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市アグリビジネス支援事業費補助金交付要綱（令和 2 年四日市市告示第 1 8 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式を次のように改める。

四日市市 第 号

住所
名称
代表者 様

四日市市アグリビジネス支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度四日市市アグリビジネス支援事業費補助金については、四日市市アグリビジネス支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 補助金の額 金 円

2. 補助金の対象となる事業

3. 補助金の交付条件

- (1) 補助金に関する法令、規則及び交付要綱に定めるところの条件に従わなければならない。
- (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
- (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
- (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
- (5) この補助事業に係る一切のことについて、市が監査を行うことがある。

第4号様式を次のように改める。

四日市市 第 号

住所
名称
代表者 様

四日市市アグリビジネス支援事業費補助金変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市アグリビジネス支援事業の計画変更を承認したので、四日市市アグリビジネス支援事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、補助金の交付決定を下記のとおり変更します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 変更決定額 金 円

2. 計画変更の内容

3. 補助金の交付条件

- (1) 補助金に関する法令、規則及び交付要綱に定めるところの条件に従わなければならない。
- (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
- (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
- (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
- (5) この補助事業に係る一切のことについて、市が監査を行うことがある。

第6号様式を次のように改める。

四日市市 第 号

住所
名称
代表者 様

四日市市アグリビジネス支援事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで提出のあった 年度四日市市アグリビジネス支援事業費
補助金実績報告書については、四日市市アグリビジネス支援事業費補助金交付要綱第 11 条第 1 項
の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 補助金の確定額 金 円

2. 補助金の対象事業

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(商工農水部農水振興課)